

申請者（中小企業等）向けQ & A

<事業内容>

Q 1 本年度の7月（募集期間前）に特許について外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることができますか？

A. できません。

応募受付期間（平成 29 年 8 月 8 日（火）～平成 29 年 8 月 30 日（木））に本事業に申請していただき、審査の結果、採択決定後（平成 29 年 9 月上旬を予定）、年内に行う外国出願、PCT国際出願の各国内移行（日本国移行は除く）に要した費用に要した費用のみが本事業の助成対象となります。

Q 2 冒認対策商標とは何ですか？

A. 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

<申請資格者>

Q 3 弁理士に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。

ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

<助成対象となる出願>

Q 4 一社で複数の外国特許出願を申請する予定ですが、複数の外国特許出願案件を本事業の助成対象とすることはできますか？

A. できます。

ただし、1申請者当たりの補助金の上限額は、補助金の合計額で300万円です。

Q 5 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 「特許・実用新案・意匠」の場合は、優先権を主張しない出願は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定されてしまうため、助成対象とすることはできません。

「商標」については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、助成対象となります。

Q 6 特許審査ハイウェイ（P P H）を利用して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

また、P P Hの申請を出願と同時に行うのであれば、P P H申請にかかる費用（代理人費用含む）についても助成対象経費となります。

Q 7 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続については、登録査定後となりますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q 8 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっていますが、中小企業者名義で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 申請は可能です。

ただし、本事業は中小企業支援ですので、外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。そのため、採択後外国出願をする前までに、国内出願名義を中小企業者名に名義変更してください。

Q 9 他社と共同して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

ただし、その外国出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象となります。そのため、共同出願の場合は、基礎となる国内出願及び外国出願のそれ

それぞれにおける持ち分割合の明記がある契約書等を平成 29 年 8 月 31 日（木）までに申請書に併せてメールで提出してください。

<助成対象経費>

Q 1 0 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

- A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。外国特許庁に出願するために要した費用としては、代理人の手数料や翻訳料のほか、外国特許庁へ出願料と同時に支払う費用が該当します。また、出願と同時に初回支払った費用のみが助成対象となり、追加で支払った費用については助成対象となりません。

Q 1 1 P C T 国際出願に要する経費に関して、具体的な助成対象経費とは何ですか？

- A. 国内移行に要する費用が助成の対象となります。ただし、ダイレクト P C T 出願、ハーグ出願の場合の、日本国特許庁への国内移行に要する費用（印紙代及び代理人手数料等）は対象となりません。また、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料）は助成対象経費となりません。

Q 1 2 審査請求料等は、助成対象経費となりますか？

A.

- ① 外国特許庁への出願と同時（同日）に審査請求を行った場合の、審査請求料は、助成対象経費となります。ただし、外国特許庁への出願後、別途審査請求を行った場合には補助金の対象となりませんので、ご注意ください。
- ② 出願と同時に補正を行う場合の、当該特許庁に支払う補正料に要する費用も、助成対象経費となります。ただし、補正の内容等を申請時に申請書に記載し、外国への出願内容を明らかにしてください。
- ③ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）も、助成対象経費です。
- ④ 優先権証明書取寄手数料(日本国特許庁に支払う印紙代)は助成対象経費となりません。

Q 1 3 外国商標の先行登録調査費用は、助成対象経費となりますか？

A. 助成対象経費とはなりません。

外国特許庁に出願するために要した経費が対象となるためです。

Q 1 4 送金手数料は、助成対象経費となりますか？

A. 助成対象経費です。

ただし、本事業に無関係な案件と共に銀行送金をした際の送金手数料や、複数回の銀行送金を行った場合は、初回以降手数料は、助成対象外です。

Q 1 5 外国出願に要した現地費用の換算にはどのレートを使用しますか？

A. 現地代理人からの請求に対する支払をした際の送金レートを使用してください。現地代理人が、現地通貨から決済通貨へ換算して請求している場合は、請求日の現地通貨レート表等の提出が必要です。

<申請方法>

Q 1 6 申請できる件数に制限はありますか？

A. 助成上限額である、1 申請者あたり 300 万円の範囲であれば、件数の制限はありません。

Q 1 7 商標出願申請について、募集案内別添 2 の「先行技術調査等の結果」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、**TMview** や **JPlatPat** を使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。審査において適正な評価を受けられるように、**TMview** や **JPlatPat** に加え、出願国での調査結果（**ASEAN-TMview**、国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをおすすめします。

Q 1 8 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価をうけました。募集案内別添 2 の提出書類（任意）の「第三者による知財、事業計画、資金的能力に関する評価書」に該当しますか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は、上記「評価書」に該当します。写しを提出していただければ、審査の参考とします。

<スケジュール>

Q 1 9 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

そのため、申請者は、外国出願にかかる費用の全額を代理人等に一旦支払う必要があ

ります。支払った事実が証明できる書類と、実績報告書等をいわて産業振興センターに提出していただき、補助金の交付額を決定し、申請者にお支払いすることになります。

Q 2 0 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 翌年2月以降3月末までのお支払いを予定しています。

<留意事項>

Q 2 1 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A. なりません。

採択決定後に行った外国出願に要する経費が、対象となります。

Q 2 2 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 平成30年1月が実績報告書の提出締切ですので、当該実績報告書の提出に間に合うように外国出願を完了する必要があります。実績報告書提出までに全ての費用の支払いを完了する必要があり、提出書類には、外国特許庁からの受領書や、現地代理人から書類等も必要になりますので早目の出願完了をおすすめします。

Q 2 3 採択後、選任弁理士から、日本国内の基礎出願で記載した特許請求の範囲を外国出願では変更することを提案されました。変更してもよいでしょうか？

A. いわて産業振興センターに承認を得ない変更はできません。

申請内容から権利取得の可能性を審査し採択した案件であり、採択後に特許請求の範囲を変更すると、採択時の権利取得の可能性が変わることになるからです。

採択後の変更が提案されたときは、その変更を行う前に、まずいわて産業振興センターにご連絡ください。したがって、採択後の変更とならないように申請する前の段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談してください。

申請時に、PCT国際出願の国際調査報告書で新規性、進歩性を否定する文献が示された場合は、申請段階で外国出願における対応案（補正案）を提出するか、申請書に对应案（補正案）を記載することをおすすめします。

対応案（補正案）には、変更（補正）内容が国内基礎出願の明細書に記載されたものであること、先行文献から新規性、進歩性が認められるものであることなどの説明も記載してください。また、先行技術調査は、対応案（補正案）に基づいて行い、

その結果を記載してください。審査では、対応案の妥当性及び権利取得可能性を判断します。

国内基礎出願について拒絶理由等が通知されている場合も、国際調査報告書の場合と同様、申請段階で外国出願における対応案（補正案）、又は、当該拒絶理由に対する手続補正書等を提出することをおすすめします。この場合の先行技術調査は、対応案（補正案）等に基づいて行ってください。

なお、商標についても同様な手続きが必要です。

Q 2 4 実績報告の際に提出する出願費用等の支払い証憑書類にはどのようなものがありますか？

A. 証憑書類には次のようなものがあります。（次ページ以降参照）

①通常出願の場合（ハーグ、マドプロの場合を除く）

(A)実施要領 様式第6 間接補助金実績報告書	
(B)支払った事実が確認できる書類 (代理人に依頼した場合は、代理人への支払に関する領収書等) *支払いについては、銀行振り込みを原則としており、「領収書等」とは、企業から代理人等へ支払った支払の事実を証明できるものとして「銀行振込受領書」を想定しています。複数まとめて支払っている場合は、中小企業者に内訳を記入してもらうことで対応可。	
(C)「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(2)(イ)経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書 ※計算過程とは、現地代理人からの請求書から「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(イ)経費の内訳」における実績額の経費区分に至る計算過程を指します。 ※金額が総額のみでは、助成対象経費か否かの確認ができませんので、必ず内訳が必要です。 ※円換算時は小数点以下切り捨てとしてください。また、各通貨換算時についても計算の都度小数点以下切り捨てとしてください。	
(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類	
①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの） (参考書類名) 米国：Electronic Acknowledgement Receipt EU：Acknowledgement of Receipt 中国：国際出願が中国国内段階へ移行された旨の通知書 韓国：出願番号通知書	
(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類	
②-	①国内/現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの） ※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1\$=〇円等）も記載すること。
②-	②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書 ※送金先の銀行口座名・口座番号記載のもの。インターネットバンキングの場合も含まれます。 ※現地代理人へ確かに費用を支払ったことが分かる証拠書類となります。
②-	③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表 ※金融機関発行の書類に記載がある場合は不要。 ※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート
②-	④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）
②-	⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）
※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、 <u>様式第1-1、1-2の別紙第2（証明書）を提出する場合は、上記の②-③・②-④の提出は不要とする。</u>	

②ハーグ出願の場合

(A)実施要領 様式第6 間接補助金実績報告書	
(B)支払った事実が確認できる書類 (代理人に依頼した場合は、代理人への支払に関する領収書等) *支払いについては、銀行振り込みを原則としており、「領収書等」とは、企業から代理人等へ支払った支払の事実を証明できるものとして「銀行振込受領書」を想定しています。複数まとめて支払っている場合は、中小企業者に内訳を記入してもらうことで対応可。	
(C)「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(2)(イ)経費の内訳」における経費区分ごとに出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書 ※計算過程とは、現地代理人からの請求書から「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(イ)経費の内訳」における実績額の経費区分に至る計算過程を指します。 ※金額が総額のみでは、助成対象経費か否かの確認ができませんので、必ず内訳が必要です。 ※円換算時は小数点以下切り捨てとしてください。また、各通貨換算時についても計算の都度小数点以下切り捨てとしてください。	
(1) WIPO からの出願受理に関する応答書類	
<p><WIPO に直接提出した場合(直接出願)></p> <p>■E-FILING によるインターネット出願</p> <p>①「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」等</p> <p>②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE))</p> <p>③WIPO への出願に必要なアカウントに届く出願日等の記載がある PDF ファイル</p> <p>■郵送による出願</p> <p>①意匠の国際登録出願(ハーグ出願)の願書(【DM/1】Page 1～7)及び付随書類等</p> <p>②WIPO 発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)</p> <p>※提出が間に合わない場合は、WIPO に願書を郵送したことを示す書類(EMS の控え等)の提出が必要です。</p>	
<p><日本国特許庁を通じて提出した場合></p> <p>①ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則第13規則(1)に基づく日本国特許庁発行の通知</p> <p>②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)</p>	
(2) WIPO への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類	
②-	①国内代理人からの請求書(銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの) ※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用(外国特許庁費用(オフィシャルフィー等)・現地代理人手数料等(サービスフィー等)別に記載)、翻訳費用(「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示)を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート(1\$=〇円等)も記載すること。
②-	②国際事務局(WIPO)への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
②-	③WIPO 発行の国際手数料の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)

②-	④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）
③マドプロ出願の場合	
(A)実施要領 様式第6 間接補助金実績報告書	
(B)支払った事実が確認できる書類 (代理人に依頼した場合は、代理人への支払に関する領収書等) *支払いについては、銀行振り込みを原則としており、「領収書等」とは、企業から代理人等へ支払った支払の事実を証明できるものとして「銀行振込受領書」を想定しています。複数まとめて支払っている場合は、中小企業者に内訳を記入してもらうことで対応可。	
(C)「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(2)(イ)経費の内訳」における経費区分ごとに出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書 ※計算過程とは、現地代理人からの請求書から「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(イ)経費の内訳」における実績額の経費区分に至る計算過程を指します。 ※金額が総額のみでは、助成対象経費か否かの確認ができませんので、必ず内訳が必要です。 ※円換算時は小数点以下切り捨てとしてください。また、各通貨換算時についても計算の都度小数点以下切り捨てとしてください。	
(1) WIPO からの出願受理に関する応答書類	
①日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知 ※出願した願書の写しが特許庁より出願人に対して通知されます。 ※国際商標出願(マドプロ出願)の願書及び付随書類を含みます。願書のPage7に日本国特許庁の受理印押印及び受理日の記載があるものを提出するよう求めてください。 ※願書の様式については、以下特許庁HPより確認ができます。 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro0218.htm ※事後登録の場合は不要。	
②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(CERTIFICATE OF REGISTRATION) ※実績報告書提出時に間に合わない場合は、実績報告書の出願番号記載欄は「報告日現在、出願番号未付与」等の記載とし、到着次第の提出を求めてください。	
(2) WIPO への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類	
②-	①国内代理人からの請求書(銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの) ※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用(「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示)を分けて記載すること。また、国際事務局(WIPO)への送金の際の為替レート(1CHF=〇円等)も記載すること。 ※国内代理人に依頼しない場合は不要。
②-	②国際事務局(WIPO)への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
②-	③WIPO発行の国際手数料の領収書(QUITTANCE/RECEIPT)
②-	④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス(請求書、領収書等)